

県央県南広域環境組合
廃棄物運搬中継施設整備・運営事業
入札説明書

令和5年10月
県央県南広域環境組合

目 次

1. 用語の定義	1
2. 事業内容に関する事項	2
2.1 事業内容	2
2.1.1 事業名称	2
2.1.2 対象となる公共施設等の種類.....	3
2.1.3 管理者の名称.....	3
2.1.4 本事業の目的.....	3
2.1.5 事業の内容.....	3
2.1.6 民間事業者が実施する業務範囲.....	6
2.1.7 本組合が実施する業務範囲.....	6
2.1.8 民間事業者の収入.....	7
2.1.9 雇用への配慮について.....	7
2.1.10 下請人等の地元企業への配慮について.....	7
2.1.11 本組合が適用を予定している交付金について.....	8
2.1.12 交付金の交付対象事業について.....	8
2.1.13 事業スケジュール（予定）	8
2.1.14 遵守すべき法制度等.....	8
3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
3.1 民間事業者の募集及び選定方法.....	8
3.2 募集及び選定の手順.....	8
3.2.1 募集及び選定スケジュール.....	8
3.2.2 落札者の決定方法.....	9
3.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	10
3.3.1 入札参加者の構成等.....	10
3.3.2 参加資格要件.....	11
3.4 入札手続き	13
3.4.1 入札説明書等の公表・配布.....	13
3.4.2 参考資料の閲覧等.....	14

3.4.3	資格審査に関する質問の受付	15
3.4.4	資格審査に関する質問に対する回答	16
3.4.5	入札説明書等に関する質問の受付	16
3.4.6	入札説明書等に関する質問に対する回答	16
3.4.7	資格審査申請書類の提出	16
3.4.8	資格審査結果の通知	17
3.4.9	参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	17
3.4.10	入札に係る書類の提出	18
3.4.11	概略設計図書に対する明瞭化質問	19
3.4.12	概略設計図書に対する明瞭化質問への回答	19
3.4.13	概略設計図書の審査通知	19
3.4.14	入札書類	19
3.4.15	予定価格	20
3.4.16	開札	20
3.4.17	入札の辞退	21
3.4.18	入札延期等	21
3.4.19	参加資格の取り消し	21
3.4.20	落札者の失格	21
3.4.21	その他	22
3.5	概略設計図書の取扱い	22
3.5.1	著作権	22
3.5.2	特許権等	22
4.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
4.1	法制上及び税制上の措置	23
4.2	税制上及び金融上の支援に関する事項	23
5.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
5.1	議会の議決	24
5.2	情報提供	24
5.3	入札に伴う費用負担	24
5.4	入札説明書に関する問合せ先	24

資料 1 : 事業スキーム (SPC を設置しない場合)

資料 2 : 事業スキーム (SPC を設置する場合)

資料 3 : 入札書封筒作成要領

1. 用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

本組合	「県央県南広域環境組合」をいう。
本事業	「県央県南広域環境組合廃棄物運搬中継施設整備・運営事業」をいう。
第2期ごみ処理施設	県央県南広域環境組合が新たに建設するエネルギー回収型廃棄物処理施設をいう。
DBO方式	公共が資金を調達し、設計 (Design)、建設 (Build)、運営・維持管理 (Operate) を一括して民間事業者に委託する方式をいう。
民間事業者	本組合と本事業に係る基本契約を締結し、本組合から託された事業 (設計・建設業務、運営・維持管理業務) を行う者をいう。
設計・建設業務	南部リレーセンターの設計・建設工事に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	東部リレーセンター、西部リレーセンター、南部リレーセンターの運営・維持管理 (運転、維持管理、補修及び更新等を含むがこれに限らない) に係る業務をいう。
設計・建設事業者	民間事業者のうち、本組合と建設工事請負契約を締結し、設計・建設業務を行う者をいう。
運営・維持管理事業者	民間事業者のうち、本組合と運営業務委託契約を締結し、運営・維持管理業務を行う者をいう。
運営・維持管理企業	運営・維持管理事業者のうち、運営・維持管理業務を行う者をいう。
SPC	本組合と基本協定を締結した落札者の構成員が、東部リレーセンター、西部リレーセンター、南部リレーセンターの運営・維持管理業務を実施するために設立する特別目的会社 (Special Purpose Company) をいう。ただし、本事業において、SPCの設立は任意とする。
基本協定	落札者の決定後、特定事業契約締結に向けて、本組合と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	本事業を一括で発注するために、本組合と民間事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、本組合と設計・建設事業者が、本事業の設計・建設業務に関し締結する契約をいう。
運営業務委託契約	基本契約に基づき、本組合と運営・維持管理事業者が、本事業の運営・維持管理業務に関し締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約委託契約の3つの契約を総称したものをいう。
入札説明書等	本事業の入札公告の際に公表する入札説明書、南部リレーセンター建設工事発注仕様書、廃棄物運搬中継施設運営・維持管理業務委託発注仕様書、契約書案などの資料であり、本事業に関する仕様、契約条件等の基本条件を示す資料をいう。

落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として本組合に選定された入札参加者をいう。
制限付一般競争入札	入札参加資格の条件をすべて満たす入札参加者のうち、入札時に最も低い価格を提示した者を落札者とする方式をいう。
入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する単独企業もしくは企業グループをいう。
入札参加者	入札参加資格を有すると確認された入札参加希望者をいう。
応募グループ	本事業に複数企業で構成する企業グループとして、入札に参加する構成員と協力企業をいう。
構成員	本事業の入札に参加した応募グループのうち、SPCを設置する場合に、SPCに出資する企業である。
協力企業	本事業の入札に参加した応募グループのうち、SPCを設置する場合に、SPCに出資しない企業である。
代表企業	単独企業の場合は、当該企業を指し、応募グループで参加する場合は、構成員を代表して本組合との交渉窓口となる企業をいう。
単独企業	本事業の入札に1者単独で参加する企業をいう。
建設JV	本組合と建設工事請負契約を締結するプラント設備の設計・建設企業と建築物の建設企業等による共同企業体をいう。
運営JV	本組合と運営業務委託契約を締結する運営の運転管理企業と維持管理の維持管理企業による共同企業体をいう。
交付金	循環型社会形成推進交付金をいう。
モニタリング	契約書等に基づいて民間事業者が実施する設計・建設業務、運営・維持管理業務について、本組合が行う監視活動をいう。
処理対象物	構成市から排出される可燃性一般廃棄物（生活系・事業系）及び資源化施設等からの可燃残渣をいう。
搬入車両	東部リレーセンター、西部リレーセンター、南部リレーセンターに搬入される一般車両及び委託収集車両を総称していう。
搬出車両	東部リレーセンター、西部リレーセンター、南部リレーセンターで積替えた処理対象物を、第2期ごみ処理施設まで運搬する車両をいう。
積替えごみ	東部リレーセンター、西部リレーセンター、南部リレーセンターで積替えた処理対象物をいう。

2. 事業内容に関する事項

2.1 事業内容

2.1.1 事業名称

県央県南広域環境組合廃棄物運搬中継施設整備・運営事業

2.1.2 対象となる公共施設等の種類

廃棄物運搬中継施設

2.1.3 管理者の名称

県央県南広域環境組合 管理者 大久保 潔重

2.1.4 本事業の目的

本組合は、島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（以下、「構成市」という。）により構成される一部事務組合であり、構成市全域から発生する可燃ごみを第2期ごみ処理施設へ効率よく搬入するために、南島原市に新たに南部リレーセンターを整備する事業並びに、既存施設の東部リレーセンター及び西部リレーセンターを含めた3施設のリレーセンター（以下、「対象施設」という。）を民間委託により運営する事業を推進している。

本事業は、南部リレーセンターの整備及び対象施設の運営について、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な事業を実施し、循環型社会形成を推進することを目的とする。

2.1.5 事業の内容

(1) 事業予定地

事業予定地：長崎県島原市前浜町丙 74 番地

長崎県雲仙市千々石町丙 694 番地

長崎県南島原市南有馬町戊 1751 番地 1 地内

敷地面積：東部リレーセンター 敷地面積 5,266 m² 建築面積 1,415 m²

西部リレーセンター 敷地面積 10,000 m² 建築面積 970 m²

南部リレーセンター 建設用地 約 4,500 m²

(2) 整備する施設の種類及び施設規模

・南部リレーセンター

	施設の種類	施設規模	処理対象物または施設構成
1	廃棄物運搬中継施設	43 t/日 (5 時間/日)	・可燃性一般廃棄物(生活系・事業系) ・資源化施設等からの可燃残渣
2	その他関連施設	—	・計量棟、駐車場、コンテナヤード、 洗車場、植栽帯、外構等

(3) 運営する施設の種類及び施設規模

・東部リレーセンター

	施設の種類	施設規模	処理対象物または施設構成
1	廃棄物運搬中継施設	94t/日 (5時間/日)	・可燃性一般廃棄物(生活系・事業系) ・資源化施設等からの可燃残渣
2	その他関連施設	—	・計量棟、駐車場、コンテナヤード、 洗車場、植栽帯、外構等

・西部リレーセンター

	施設の種類	施設規模	処理対象物または施設構成
1	廃棄物運搬中継施設	55t/日 (5時間/日)	・可燃性一般廃棄物(生活系・事業系) ・資源化施設等からの可燃残渣
2	その他関連施設	—	・計量棟、駐車場、コンテナヤード、 洗車場、植栽帯、外構等

・南部リレーセンター

	施設の種類	施設規模	処理対象物または施設構成
1	廃棄物運搬中継施設	43 t/日 (5時間/日)	・可燃性一般廃棄物(生活系・事業系) ・資源化施設等からの可燃残渣
2	その他関連施設	—	・計量棟、駐車場、コンテナヤード、 洗車場、植栽帯、外構等

(4) 事業方式

本事業は、施設的设计・建設・運営を一括して行う DBO 方式とする。

民間事業者(设计・建設事業者)は、本組合と建設工事請負契約を締結し、南部リレーセンター的设计・建設を行う。また、民間事業者(運営・維持管理事業者)は、本組合と運営業務委託契約を締結し、20年間に渡って対象施設の運営・維持管理を実施するものとする。

(5) 契約の形態

本組合は、本事業の実施にあたり以下の協定、契約を民間事業者と締結する。

1) 基本協定

落札者決定後に、本組合は落札者との間で基本協定を締結する。

基本協定には、本事業に関する特定事業契約の締結に向けた、本組合と落札者(民間事業者)の立場と義務を確認するとともに、特定事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

2) 特定事業契約の締結

本組合と民間事業者は、基本協定を締結した後、設計・建設業務、運営・維持管理業務を包括的に契約するための特定事業契約の締結に向けた協議を開始する。

特定事業契約とは、以下の内容の4つの契約の総称である。

① 基本契約

基本契約は、民間事業者へ本事業を一括して発注・契約するために、本組合と民間事業者との間で締結する相互の協力、支援等について定める契約である。この基本契約は、建設工事請負契約の本契約締結（本組合議会での議決）を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。

② 建設工事請負契約

建設工事請負契約は、基本契約に基づき本組合と民間事業者（設計・建設事業者）との間に締結する設計・建設業務に関する契約である。建設工事請負契約に係る仮契約は、基本契約の締結時期と同じくして締結を予定する。

建設工事請負契約は、本組合議会の議決を経た後、本契約としての効力を生ずるものとする。

③ 運営業務委託契約

運営業務委託契約は、基本契約に基づき本組合と民間事業者（運営・維持管理事業者）との間で締結する運営・維持管理業務に関する契約である。

運営業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約締結（本組合議会での議決）を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。

(6) 事業期間

整備期間：令和6（2024）年2月～令和8（2026）年3月（2年2ヶ月間）

運営期間：令和8（2026）年4月～令和28（2046）年3月（20年間）

(7) 事業期間終了時の措置

南部リレーセンター及びその他関連施設については、20年間の運営・維持管理期間の終了後も10年程度継続して公共の用に供することも可能な施設とする。このため、30年間程度稼働させることを想定し、設計・建設及び運営・維持管理を行うものとする。

なお、民間事業者は、特定事業契約期間満了後に本組合が対象施設を継続的に運営・維持管理を行うこととなる場合には、特定事業契約期間満了日の約5年前から、対象施設の運営・維持管理に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本組合に提

供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（特定事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、県央県南広域環境組合運営業務委託契約書において示す）。

2.1.6 民間事業者が実施する業務範囲

民間事業者が実施する事業範囲は、以下のとおりとする。各項目の詳細は、南部リレーセンター建設工事発注仕様書、廃棄物運搬中継施設運営・維持管理業務委託発注仕様書に記載する。

(1) 設計・建設に関する業務

- ① 南部リレーセンターの設計、建設工事
- ② リサイクルセンター棟解体・撤去
- ③ 本組合が提示する測量等調査結果以外に必要な調査
- ④ 交付金申請手続きの支援
- ⑤ その他手続き（許認可申請、定例分析業務等）の支援
- ⑥ 近隣住民対応の支援

(2) 運営・維持管理に関する業務

- ① 受入管理業務（料金徴収代行を含む）
- ② 運転管理業務
- ③ 維持管理業務（保守、修繕含む）
- ④ 環境管理業務
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ 行政視察者及び一般見学者対応の支援
- ⑦ その他関連業務（清掃、植栽、近隣住民対応の支援等）

2.1.7 本組合が実施する業務範囲

本組合及び構成市が実施する事業範囲は、以下のとおりとする。

(1) 設計・建設に関する業務

- ① 生活環境影響調査
- ② 近隣住民対応（本組合が担当すべき範囲）
- ③ 建設に係る各種手続き
- ④ 交付金申請手続き
- ⑤ 車庫棟の解体・撤去工事
- ⑥ 設計、施工に関する施工監理
- ⑦ その他①～⑥を実施するうえで必要な業務

(2) 運営・維持管理に関する業務

- ① 対象施設までの処理対象物の収集・運搬業務（構成市の業務範囲）
- ② 積替えごみの処分業務
- ③ 行政視察者及び一般見学者への対応
- ④ 運営モニタリング（業務実施状況の監視）
- ⑤ 定例分析業務
- ⑥ その他必要な業務

2.1.8 民間事業者の収入

(1) 設計・建設工事に係る対価

本組合は、設計・建設業務に係る対価について、建設工事請負契約において定める額を、出来形に応じて設計・建設事業者へ支払う。

(2) 運営・維持管理業務の対価

本組合は、運営・維持管理業務に係る対価について、運営業務委託契約において定める額を、業務委託期間（20年間）にわたって運営・維持管理事業者へ委託料として支払う。

委託料は、固定費（処理量等の変動によらない固定費用）と変動費（処理量等に応じて変動する費用）によって構成される。

なお、物価変動による委託料の改定は、原則として年1回行うものとする。

2.1.9 雇用への配慮について

雇用については、構成市内人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。特に対象施設の運営を行うにあたっては、住民サービスの向上を図るとともに安定したごみ処理を確実に遂行することが重要であるため、構成市内の廃棄物処理事業の特性に対応できる人材（既存施設の運転員等として従事している者で、対象施設の運転員等として雇用を希望する者等）を優先的に雇用すること。ただし、民間事業者が従来と同等程度の雇用条件を提示することを前提に、健康状態など就業に必要な条件を満たさない等の理由で民間事業者と労働者双方が雇用契約について合意されない場合はこの限りではない。

2.1.10 下請人等の地元企業への配慮について

下請人等を選定する際は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所（本社、本店）を構成市内に有する者（以下、「地元企業」という。）を優先し選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、構成市内に営業所を有する業者を優先し選定するよう努めること。

また、資機材等の調達、納品、運営・維持管理業務等においても同様とする。

2.1.11 本組合が適用を予定している交付金について

本組合は、本事業の実施に関して、環境省の循環型社会形成推進交付金（以下、「交付金」という。）の適用を予定している。交付金申請等の手続きは本組合において行うが、民間事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

2.1.12 交付金の交付対象事業について

南部リレーセンターは、交付金の交付対象施設である「廃棄物運搬中継施設」（交付率 1/3）として整備する予定である。

2.1.13 事業スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 落札者の決定 | 令和 5（2023）年 12 月 |
| (2) 特定事業契約の仮契約 | 令和 6（2024）年 1 月 |
| (3) 特定事業契約締結 | 令和 6（2024）年 2 月 |
| (4) 整備期間 | 令和 6（2024）年 2 月～令和 8（2026）年 3 月 |
| (5) 運営期間 | 令和 8（2026）年 4 月～令和 28（2046）年 3 月 |

2.1.14 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3.1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札参加資格の条件をすべて満たす入札参加者のうち、入札時に最も低い価格を提示した者を落札者とする、制限付一般競争入札により行うものとする。

3.2 募集及び選定の手順

3.2.1 募集及び選定スケジュール

本事業における募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

選定スケジュール （予定）	内 容
令和5年 10月 6日	入札公告
令和5年 10月 10日	資格審査に関する質問受付締切
令和5年 10月 13日	資格審査に関する質問・回答の公表
令和5年 10月 16日	参加表明書、資格審査に係る書類の受付締切

選定スケジュール (予定)	内 容
令和5年 10月 20日	資格審査結果通知
令和5年 10月 27日	入札説明書等（資格審査以外）に関する質問受付締切
令和5年 11月 7日	入札説明書等に関する質問・回答の公表
令和5年 12月 8日	入札に係る書類の受付締切
令和5年 12月 11日	概略設計図書に対する明瞭化質問
令和5年 12月 14日	概略設計図書に対する明瞭化質問への回答締切
令和5年 12月 18日	概略設計図書の審査通知
令和5年 12月 19日	開札、落札者の決定・公表
令和5年 12月 28日頃	基本協定締結
令和6年 1月 25日頃	特定事業契約の仮契約
令和6年 2月 初旬	特定事業契約締結

3.2.2 落札者の決定方法

落札者の選定にあたって、次に示した段階ごとに審査する。

(1) 参加資格審査

本組合は、入札参加者から提出された参加表明書、資格審査書類について、3.3.2 参加資格要件に示した項目をすべて満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たすことが出来ない入札参加者は失格とする。

(2) 概略設計図書審査

本組合は、入札参加者から提出された概略設計図書について、南部リレーセンター建設工事発注仕様書及び廃棄物運搬中継施設運営・維持管理業務委託発注仕様書に示した性能をすべて満たしていることを確認する。なお、性能を満たすことが出来ない入札参加者は失格とする。

(3) 価格審査

- 1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- 2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をも

って入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- 3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて入札参加資格の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(4) 選定結果の公表方法

本組合は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

3.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

3.3.1 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者は、単独企業又は設計・建設業務、運営・維持管理業務を行う予定の複数企業で構成する応募グループとする。
- 2) 運営・維持管理事業者となる特別目的会社（SPC）を設立する場合の応募グループは、特別目的会社（SPC）に出資する企業（以下、「構成員」という。）と特別目的会社（SPC）に出資しない企業（以下、「協力企業」という。）から構成されるものとする。なお、構成員のみで構成することも可能とする。また、特別目的会社（SPC）を設立しないことも可能とする。
- 3) 応募グループは、南部リレーセンターのプラント設計・建設の主たる業務を行う者を代表企業として定めるものとし、代表企業は本組合との交渉窓口を務めること。また、特別目的会社（SPC）を設立する場合の代表企業は、構成員のうちから定めるものとする。
- 4) 複数の企業からなる建設 JV や運営 JV を組成することができる。特別目的会社（SPC）を設立する場合、建設 JV の代表企業は、構成員とならなければならない。
- 5) 応募グループは、参加表明書に代表企業名を明記し、代表企業は本組合との交渉窓口として入札手続きを行うこと。
- 6) 応募グループが落札者として決定され、運営に係る特別目的会社（SPC）を設立する場合は、構成員の出資により原則として仮事業契約締結時までに構成市内に設立するものとする。応募グループの代表企業は、過半数の出資割合を負担するものとする。ただし、特別目的会社（SPC）の設立は任意とする。
- 7) 特別目的会社（SPC）を設立する場合、すべての出資者は、特定事業契約が終了するまで、特別目的会社（SPC）の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

- 8) 入札参加者を構成する企業のうち構成員は、他の入札参加者を構成する企業となることはできない。なお、本組合が民間事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

3.3.2 参加資格要件

入札参加者は、次の参加資格要件を満たさなければならない。

(1) 南部リレーセンターの建築物の設計・建設業務を行う者

南部リレーセンターの建築物の設計・建設業務を行う者（本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者）は、次の要件を全て満たすこと。

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- 3) いずれかの構成市の最新の建設工事業競争入札参加資格者名簿（建築一式工事）に登録されていること。
- 4) 建設業法に規定する「建築一式工事」に係る経営事項審査結果の総合評価値が、参加表明書の提出期限日において1000点以上あること。

(2) 南部リレーセンターのプラント設備（廃棄物運搬中継施設）の設計・建設業務を行う者

南部リレーセンターのプラント設備の設計・建設業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。また、特別目的会社（SPC）を設立する場合は、構成員（代表企業）とすること。

ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業となる1者（構成員とする。）は以下の要件を全て満たし、他の者は下記2)の要件を満たす構成員とすること。

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- 3) いずれかの構成市の最新の建設工事業競争入札参加資格者名簿（清掃施設工事）に登録されていること。
- 4) 建設業法に規定する「清掃施設工事」に係る経営事項審査結果の総合評価値が参加表明書の提出期限日において1000点以上であること。
- 5) 建設業法に規定される「清掃施設工事」に係る監理技術者であって直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できること。

- 6) 官公庁（一部事務組合、広域連合等を含む。）発注の廃棄物運搬中継施設（処理方式はコンパクト・コンテナ方式に限る）の設計・建設工事受注実績を有していること。なお、当該実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、特定建設工事共同企業体としての工事実績については、代表企業としての実績に限る。

(3) 運営・維持管理業務を行う者

運営・維持管理業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」のいずれか）を担う者（特別目的会社（SPC）を設立する場合は、構成員とする。）が、以下の要件を全て満たし、他の者は構成員とすること。

- 1) いずれかの構成市の最新の業務委託業者競争入札参加資格者名簿（施設管理に類する業種）に登録されていること。
- 2) 廃棄物運搬中継施設（処理方式はコンパクト・コンテナ方式に限る）での運転管理業務実績を1件以上有していること。

(4) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の取消決定を受けていない者は除く。
- 3) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者。
- 4) 本組合または構成市から指名停止措置を受けている者。
- 5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- 6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- 7) 本事業に係る事業者選定支援（アドバイザー）業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面におい

て関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係る事業者選定支援（アドバイザー）業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ・株式会社 日産技術コンサルタント
 - ・荒鹿法律事務所
- 8) 最近1年間において国税及び地方税を滞納している者。
 - 9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行をおわり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
 - 10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
 - 11) 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、協力企業は除くものとする。

(5) 特別目的会社（SPC）の設立等

会社法に定める株式会社として運営・維持管理業務を実施する特別目的会社（SPC）を設立することは任意である。

入札参加者は、落札者として決定され、特別目的会社（SPC）を設立する場合は、原則として仮事業契約締結時までいずれかの構成市内に設立すること。

特別目的会社（SPC）の株式については、事前に書面により本組合の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。

なお、落札者の全ての構成員が出資し、特定事業が終了するまで保有するものとする。当該構成員以外の者の出資は原則として認めない。

(6) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(7) 入札参加者の変更

参加表明後、応募グループを構成する企業（構成員又は協力企業）の変更は原則として認めない。ただし、本組合がやむを得ない事情があると認めた場合その限りではない。

3.4 入札手続き

3.4.1 入札説明書等の公表・配布

入札説明書等の公表・配布は、次のとおりとする。

(1) 公表日

令和5年10月6日(金)(入札公告日)

(2) 公表場所

組合ホームページ (<https://www.kouiki-kankyuu.com/>)

(3) 公表資料

入札説明書(本書)、南部リレーセンター建設工事発注仕様書、廃棄物運搬中継施設運営業務委託発注仕様書、様式集(Word、Excel)、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)

3.4.2 参考資料の閲覧等

入札参加希望者のうち、参考資料の閲覧及び事業予定地見学を希望する場合は、次のとおり申し込むことができる。

(1) 申込方法及び申込期限

1) 申込方法

「参考資料閲覧等申込書兼誓約書」(様式集第2号様式)に必要事項を記載の上、電子メールにて、5.4に示す提出先に送付すること。

2) 申込期限

令和5年10月16日(月)午後5時まで

3) その他

参考資料閲覧等に当たっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。

(2) 参考資料閲覧等の方法

1) 希望可能日時

令和5年10月6日(金)～令和5年10月27日(金)午前9時から午後5時まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。)

2) 閲覧場所

県央県南広域環境組合

3) 閲覧資料(予定)

- ① 廃棄物運搬中継施設整備・運営事業に係る発注支援等業務委託測量調査報告書
(令和5年3月)
- ② 廃棄物運搬中継施設整備・運営事業に係る発注支援等業務委託地質調査報告書
(令和5年3月)

- ③ 廃棄物運搬中継施設整備・運営事業に係る発注支援等業務委託アスベスト調査結果報告書（令和5年3月）
- ④ 南部リレーセンター状況資料（解体対象施設図面等）
- ⑤ 東部リレーセンター及び西部リレーセンターの状況資料（既存施設図面等）
- ⑥ （仮称）南部リレーセンター建設候補地地歴調査業務委託報告書（2022年3月）
- ⑦ （仮称）南部リレーセンター建設候補地土壌汚染状況調査業務委託報告書（2022年9月）
- ⑧ 既存施設実績データ
- ⑨ 既存施設地元雇用者資料
- ⑩ 環境保全等に関する地元協定書
- ⑪ 資源化施設からの可燃残渣搬入量データ等
- ⑫ 南有馬衛生センターし尿処理施設構造計算書
- ⑬ フォークリフト（東部・西部）点検整備記録

4) 留意事項

- ① 事業予定地（2.1.5（1）参照）見学の際は、本組合職員の指示に従うこと。
- ② 事業予定地の写真撮影は、可とする。
- ③ 必要に応じて、閲覧に供する資料を記録したデータCDを貸与する。なお、内部に記録されているデータ等は、本事業における入札に係る書類の作成のみに使用し、本組合の了承を得ることなく複製、改ざん、配布等を行わないこと。また、貸与したデータCDは、入札に係る書類の提出期限までに返却すること。貸与を希望する場合は、借用書（様式自由）を提出すること。

(3) 実施日時の通知

本組合は、実施日時を決定後、資料閲覧等を希望する入札参加希望者に対して、電子メールで通知する。通知をうけた入札参加希望者は、本組合に受領確認の電子メールを送信する。

3.4.3 資格審査に関する質問の受付

資格審査に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年10月6日（金）～令和5年10月10日（火）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

「資格審査に関する質問書」(様式集第 1-1 号様式)に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて 5.4 に示す提出先に送信すること。電話、ファクシミリ、口頭での質問は一切受け付けない。質問書を提出したときは必ず着信確認を行うこと。

3.4.4 資格審査に関する質問に対する回答

資格審査に関する質問に対して、令和 5 年 10 月 13 日(金)に、本組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

なお、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

3.4.5 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等の内容などに関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和 5 年 10 月 20 日(金)～令和 5 年 10 月 27 日(金) 午後 5 時まで

(2) 質問の提出方法

「入札説明書等に関する質問書」(様式集第 1-2 号様式)に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて 5.4 に示す提出先に送信すること。電話、ファクシミリ、口頭での質問及び資格審査に合格した者以外の質問は一切受け付けない。質問書を提出したときは必ず着信確認を行うこと。

3.4.6 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対して令和 5 年 11 月 7 日(火)に、本組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

なお、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

3.4.7 資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、資格審査申請書類の提出を次のとおり行う。

(1) 提出日時

令和 5 年 10 月 6 日(金)～令和 5 年 10 月 16 日(月) 午前 9 時から午後 5 時まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。)

(2) 提出方法

5.4 に示す提出先への持参とし、その他の方法は認めない。

1) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、それぞれ正本1部、副本1部（A4版フラットファイル2穴綴じ）を提出する。

なお、提出書類の様式は、本組合ホームページからダウンロードすることができる。

- ① 参加表明書（様式集第3号様式）
- ② 構成員及び協力企業一覧表（様式集第4-1号様式）
- ③ 共同企業体の構成（共同企業体を設立する場合）（様式集第4-2号様式）
- ④ 委任状（代表企業）（様式集第5号様式）
- ⑤ 資格審査申請書（様式集第6-1号様式）
- ⑥ 参加資格確認書類

参加資格確認の添付書類は、以下のとおりとする。

- ⑦ 会社概要及び業務経歴書《応募グループ分を全て提出すること》
- ⑧ 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）《応募グループ分を全て提出すること》
- ⑨ 納税証明書の写し《応募グループ分を全て提出すること》
 - ・直近営業年度の法人税と消費税及び地方消費税に関する納税証明書（納税証明書（その3の3））
 - ・県税及び法人市民税に関わる納税証明書
- ⑩ 設計・建設及び運営・維持管理業務実績（様式集第6-2号様式）
- ⑪ 技術者の配置に係る誓約書（様式集第6-3号様式）
- ⑫ 入札参加資格を満たしていることの誓約書（様式集第6-4号様式）

3.4.8 資格審査結果の通知

本組合は、提出された資格審査申請書類により、本事業への参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。参加資格認定基準日は、参加資格審査申請書類の提出日とする。

参加資格の確認の結果については、令和5年10月20日（金）付で、すべての入札参加希望者（応募グループの場合は代表企業）に対し、書面にて通知する。

3.4.9 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、組合に対してその理由の説明を求めることができる。

前項の説明を求める場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を令和5年10月27日（金）の午後5時までに、5.4に示す提出先に提出する。提出方法は持参によるものとし、郵送、ファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。説明を求めた者に対する回答は令和5年11月2日（木）までに書面にて行う。

3.4.10 入札に係る書類の提出

入札参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する下記の(3)に示す入札に係る書類を5.4に示す提出先に提出すること。提出方法等は、次のとおりとする。

(1) 提出期限

令和5年12月8日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

5.4に示す提出先への持参又は郵送とし、郵送する場合は、受付期間内に必着とすること。

(3) 入札に係る書類

本組合が提示した様式以外は、A4版の任意様式とする。ただし、図面類はA3版で作成し折り込むこと。

入札に係る書類は次のとおりとし、正本1部、副本3部を提出すること。また、提出書類などを電子データとして、電子既往媒体により1部(使用ソフトは、Microsoft「Word」又は「Excel」、PDF形式(Windows対応))を提出すること。ただし、事業内訳書(様式集10-1~14号様式)は入札書に同封し、データは後日提出すること。

1) 概略設計図書

- ① 設計計算書(フローシート等)
 - ・全体処理フロー
 - ・排水処理方法及び排水処理フロー
 - ・用役収支フロー(電力、用水、燃料、薬品等)
- ② 図面関係
 - ・全体配置図、動線計画図
 - ・各階平面図、主要断面図
 - ・建築立面図(主要仕上げ記載のこと)
- ③ 機器リスト
- ④ 概要説明書
 - ・搬入・搬出計画
 - ・ごみ貯留時の対応方法
 - ・臭気対策
 - ・騒音対策

- ⑤ 工事工程表
- ⑥ 運営仕様書
- ⑦ 発注仕様書適合表（様式集第 1 3-1～2 号様式）
- ⑧ 上記データ一式

2) 入札書類

- ① 入札書類提出書（様式集第 7 号様式）
（封じずに、1 部提出すること。）
- ② 入札書（様式集第 9 号様式）
（封筒に入れ封印し、1 部を提出すること。（資料 3 参照））
- ③ 事業費内訳書（様式集第 1 0-1～1 4 号様式）
（封筒に入れ封印し、1 部を提出すること。（資料 3 参照））
- ④ 委任状（様式集第 1 1 号様式）
（封じずに、1 部提出すること。）

3.4.11 概略設計図書に対する明瞭化質問

入札参加者から提出された概略設計図書に対する明瞭化質問を令和 5 年 12 月 11 日（月）に各入札参加者に電子メールにて送信する。

3.4.12 概略設計図書に対する明瞭化質問への回答

入札参加者は、令和 5 年 12 月 14 日（木）午後 5 時までに概略設計図書に対する明瞭化質問への回答を、「概略設計図書改善回答書」（様式集第 8 号様式）に記載し、電子メールにて 5.4 に示す提出先に送信すること。電話、ファクシミリ、口頭での回答は一切受け付けない。回答書を提出したときは必ず着信確認を行うこと。

3.4.13 概略設計図書の審査通知

本組合は、提出された概略設計図書に対する明瞭化質問への回答の結果、南部リレーセンター建設工事発注仕様書及び廃棄物運搬中継施設運営・維持管理業務委託発注仕様書に示した性能を満たしているかどうかの確認を行う。

概略設計図書の審査の結果については、令和 5 年 12 月 18 日（月）付で、すべての入札参加者（応募グループの場合は代表企業）に対し、書面にて通知する。

なお、確認した結果、性能を満たしていないと判断した場合は失格とする。

3.4.14 入札書類

入札書が入った封筒（資料 3 参照）は、開札まで本組合が厳重に保管する。

(1) 入札金額記載要領

- 1) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。
- 2) 入札書は、封筒に入れ厳封し、入札参加者の代表企業名を記入すること。
- 3) 入札書に記載された金額が、事業費内訳書及び年度別事業費内訳書に記載の金額と不整合の場合は、失格となるので留意すること。
- 4) 提出した入札書は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 3 項の規定により、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 入札の無効

- 1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 当該入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 本公告に定めた入札条件に違反した入札
 - ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - エ 記名、押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
 - キ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね 2 人以上の代理をした入札
 - ケ 同一事項の入札に対して 2 以上の意思表示をした入札
 - コ 電報、電話、ファクシミリ等による入札
 - サ その他必要事項を確認できない入札
- 2) 3.4.10 (3) における事業費内訳書の提出がない者の入札は無効とする。
- 3) 1) 及び 2) までに該当し、入札が無効となった者は、再度の入札に参加できない。

3.4.15 予定価格

入札金額は予定価格（入札書比較価格）を超えないものとする。

ただし、その内訳のうち、建設費と運営・維持管理業務委託料の各々に予定価格を設定し、各々の予定価格を超えないものとする。

なお、本事業の予定価格は事後公表とする。

3.4.16 開札

入札書の開札は、次のとおり行う。なお、開札の日時や場所については、入札参加者に対して、別途通知する。

(1) 日時（予定）

令和 5 年 12 月 19 日（火）

(2) 場所（予定）

県央県南広域環境組合

(3) その他

開札は、入札参加者又はその代理人が必ず立会うものとする。なお、各事業者1名を超えて入札会場に入室できない。なお、開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を行い、入札執行回数は、最初の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。

3.4.17 入札の辞退

入札参加者は、資格審査合格後に入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式集第12号様式）に必要事項を記入の上、5.4に示す提出先に持参すること。

3.4.18 入札延期等

本組合が必要と認めるときは、入札を延期、中止、又は取り消すことがある。

この場合、入札参加者は、各自の費用を自己負担するものとし、入札参加者は、本組合に対して、損害賠償請求をすることができない。

なお、入札参加者が1者の場合、入札は中止しない。

3.4.19 参加資格の取り消し

入札公告日から落札者の決定までの間に、3.3.2に示す参加資格要件を欠くこととなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

また、資格審査申請書類等の応募者が本入札に関して組合に提出した書類に虚偽の記載がある場合についても、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

なお、特定事業契約締結日までの間に、参加資格要件を欠くこととなった場合には、特定事業契約を締結しないこととする。

3.4.20 落札者の失格

落札者（代表企業、応募グループの構成員並びに協力企業のいずれかの者）が、本組合の議決を経て、特定事業契約を締結するまでに、いずれかの構成市において指名停止を受けたときは、本組合は特定事業契約を締結せず、これを解除できることとする。この場合において、本組合は予定価格の制限の範囲で最低の価格に次ぐ価格を示した入札参加者を落札者として特定事業契約締結に向けた協議を行うことができる。

3.4.21 その他

本組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

3.5 概略設計図書取扱

3.5.1 著作権

概略設計図書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本組合は概略設計図書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の概略設計図書については、本組合が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

3.5.2 特許権等

概略設計図書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転・維持管理方法等を使用することにより生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

4. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

4.1 法制上及び税制上の措置

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

4.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

5. その他特定事業の実施に関し必要な事項

5.1 議会の議決

本組合は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ組合議会の議決を経るものとする。

5.2 情報提供

情報提供は、適宜、本組合のホームページにおいて行う。

5.3 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

5.4 入札説明書に関する問合せ先

本入札説明書に関する問合せ先は、次のとおりとする。

県央県南広域環境組合 施設課

住 所 : 〒854-0001 長崎県諫早市福田町 1250 番地

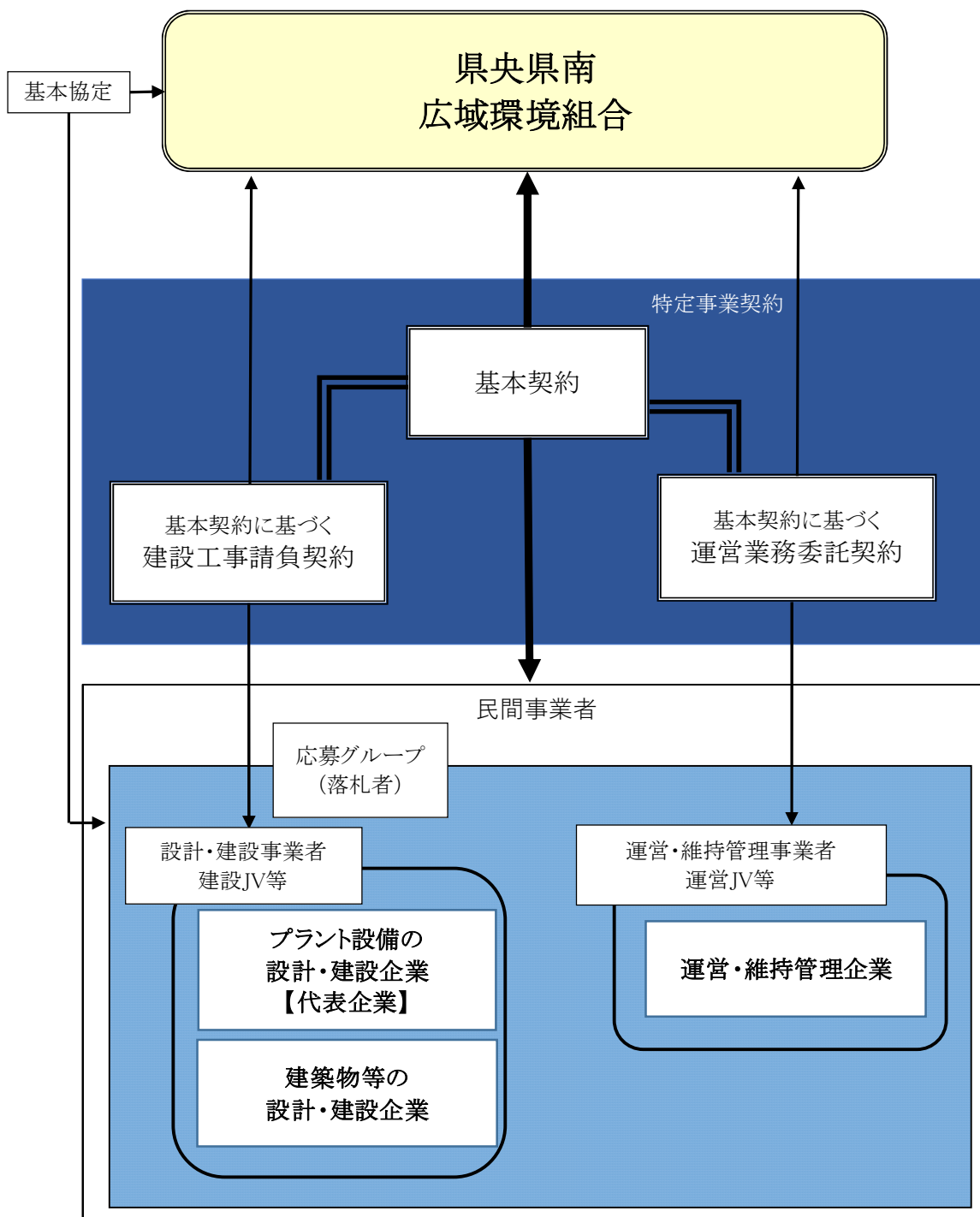
電 話 : 0957-35-8203

FAX : 0957-35-8201

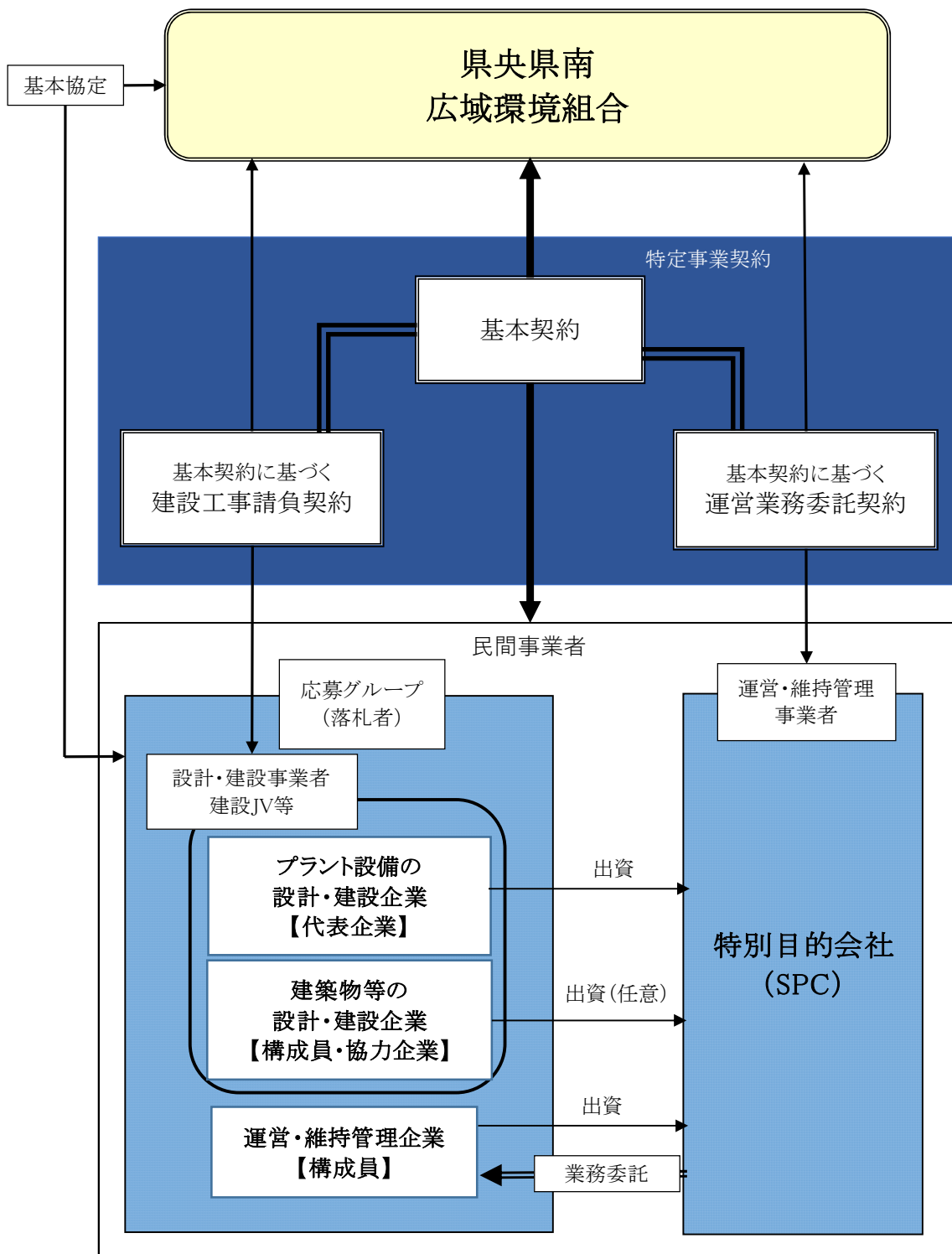
E-mail : ounan@kouiki-kankyou.com

県央県南広域環境組合ホームページアドレス <https://www.kouiki-kankyou.com/>

資料1：事業スキーム（案）（SPCを設置しない場合）



資料2：事業スキーム（案）（SPCを設置する場合）



資料3：入札書封筒作成要領

1. 入札書等の提出は、封筒に入れ封印すること。
 2. 封筒には、入札書及び事業費内訳書を封かんの上、入札書等在中、事業名称、（応募グループの場合は、代表企業の）商号又は名称、代表者名を記載すること。
- ※ 封筒のサイズは自由とします。

〔封筒表面〕

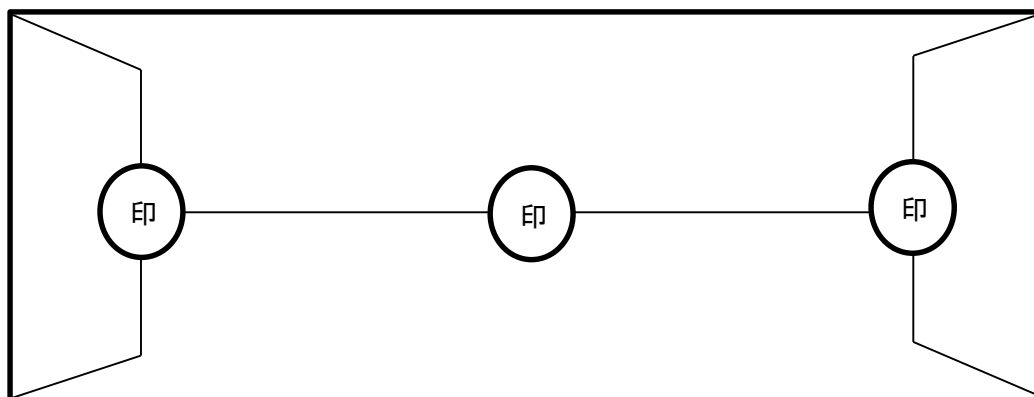
「入札書等 在中」

事業名称 県央県南広域環境組合廃棄物運搬中継施設整備・運営事業

商号又は名称 株式会社 ○○

代表者氏名 代表取締役 ○○○○ 印

〔封筒裏面〕



※糊付けして割り印